

公爵島津久光ノ例ニ從ヒ國葬ノ禮ヲ賜ハリ
然ルヘシ即チ勅令案ヲ具シ閣議ニ供ス
追テ國葬ノ禮ヲ賜ハルコトニ決定セララルノ上ハ經
費ハ二十九年度ノ追加豫算トシテ帝國議會
ノ協賛ヲ求メラレ然ルヘシ

勅令案

朕茲ニ故從一位勳一等公爵毛利元德國葬
ノ件ヲ裁可ス
御名

明治二十九年十二月廿六日

内閣總理大臣

勅令第四百一十号

從一位勳一等公爵毛利元德國葬ニ
國葬ヲ行フ